

刈谷市告示第 2 2 号

刈谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 3 4 号）第 3 条第 3 号の市長が定める工場又は研究所を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 竹 中 良 則

刈谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める条例
第 3 条第 3 号の市長が定める工場又は研究所

刈谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 3 4 号）第 3 条第 3 号の市長が定める工場又は研究所は、次に掲げる工場又は研究所とする。

（１）製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類 E）を営む工場又はそれに関する研究所。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）別表第 2（る）項第 1 号又は第 2 号に掲げるもの（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する低炭素水素等の製造を除く。）

イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 3 7 号）第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの

（２）前号に掲げる工場又は研究所に付属する建築物。ただし、建築基準法別表第 2（る）項第 2 号に掲げるものを除く。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。